

## 令和 2 年度 地域包括支援センターの事業計画の概要

### I 各地域包括支援センターから提出された事業計画について

地域包括支援センター設置運営法人は、令和 2 年度包括的支援事業を受託するに当たって、市が示した「長野市地域包括支援センター設置運営方針」に基づき、これまでの取組状況と反省点を踏まえた上で、地域の特性等も考慮した具体的な事業計画を作成しました。

令和 2 年度においては、市として重点的に取り組む事項を 4 項目明示しています。市と委託包括センターが意識共有をしたうえで、事業実施することを目的とし、委託包括センターの事業計画策定の際の参考としていただくよう示していることから、重点事項の取り組み内容について要旨をまとめました。

### II 重点的に取り組む事項について事業計画に反映されたもの

#### 1 台風 19 号の影響で被災した高齢者やその家族への支援

○被災した高齢者や家族、新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛や家族支援が得られなくなった高齢者に対して、関係機関と連携して、電話や訪問等により、実態把握を行い適切な支援につなぐ。

○住居を移して生活をする住宅被災高齢者やその家族について、長野市生活支援課、地域支え合いセンターと連携し、世帯の状況に応じた生活再建に向けた支援を進める。

#### 2 生活支援体制整備の推進

○介護予防・生活支援検討会に出席するなど、直営地域包括支援センター、たすけあい事業コーディネーター、住民自治協議会と連携してネットワーク構築に取り組む。

○地域福祉ワーカーと行政連絡区ごとに設置した地区介護予防・生活支援検討会と連携し、住民主体サービス、生活支援、介護予防の自主活動グループづくりなど、高齢者を含めた地域の支え合い体制づくりを推進する。

#### 3 適正な介護予防アセスメントの実施、フレイル予防の推進

○目的志向型のケアプラン作成により、要支援者等が自立に向けて行動変容し、フレイル予防に取り組めるようにする。

○介護予防支援事業を委託する場合は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーと同行訪問し、生活状況やニーズの再確認、目標の設定などケアマネジメント支援を行う。

#### 4 高齢者の虐待防止対策の充実

○虐待が疑われる案件が発生した際は帳票を活用し、速やかに 3 職種による協議を行い、中部包括センターに報告、関係機関との連携を図る。

○虐待を受けている高齢者の支援だけではなく、養護者支援の視点を持ち、長野市虐待対応マニュアル・フローチャートに沿って、直営包括センター、福祉事務所と連携して対応する。